

令和元年度
議会活性化推進特別委員会
行政視察報告書

1 期 日
令和元年11月11日（月）～11月13日（水）

2 視察先及び調査事項
滋賀県 大津市
・議会改革の取組について
岐阜県 高山市
・議会改革の取組について

3 出張者

委員長	一色輝雄	副委員長	高橋保
委員	佐伯利彦	委員	城戸力
委員	三好和彦	委員	御荘秀樹
委員	山地美知一	委員	臼坂均平
委員	児玉千春	委員	伊藤新平
副議長	武田功		

同行職員 北須賀 仁 志
随行職員 伊 藤 優 介

特 定 調 査 事 項

滋賀県大津市

- 議会改革の取組について
 - 1 これまでの取組状況について
 - 2 議会改革の検証について
 - 3 議会事務局の強化について
 - 4 課題と今後の取組について
 - 5 その他

滋賀県 大津市議会

R1.11.11 (月)



大津市議会 会の議会 改

～「未来を語る議会」を目指



大津市議会局

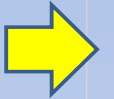
次長 清水 克士

R1.11.11西条市議会Ver.



大津市議会の議会改革

議員任期（平成23年度～26年度）										議員任期（平成27年度～30年度）																										
平成23年度	24			25			26			27			28			29			30																	
政策検討会議を制度化	龍谷大学とパートナーシップ協定を締結	議員政治倫理条例を制定	予算決算常任委員会を設置	いじめ防止条例を制定	通年議会を導入（平成25年5月から）	議会報告会を開催	立命館大学とパートナーシップ協定を締結	議員の個別賛否を表示する電子採決を導入	議会規則を条例化	議会BCP（業務継続計画）を策定	同志社大学とパートナーシップ協定を締結	タブレット端末を導入	災害等対策基本条例を制定	議会基本条例を制定（平成27年4月施行）	大津市議会局フェイスブックを開設	予算常任委員会・決算常任委員会を設置	政務活動費の収支関連書類をホームページに全面公開	大津市議会ミッションロードマップを開始	がん対策推進条例を制定（任務達成）	龍谷大学図書館・市立図書館と連携	議長立候補制・所信表明・議長記者会見を実施（任務達成）	草津市議会・高島市議会と広域連携を開始	議決事件を拡大（任務達成）	議会意思決定条例を制定（平成29年4月施行）	議会図書室の拡充を達成（任務達成）	大津市議会ユーチューブチャンネルを開設	女子学生議会を開催	議会における行政評価（任務達成）	議会活動の評価制度の構築（任務達成）	草津市議会との連携協定を締結	（仮称）土地利用基本条例制定⇒提出には課題があるため見送り（次期に申し送り）	政策形成過程における住民参加のあり方について⇒市長に提言（任務達成）	開催（任務達成）	専門的知見を有する職能団体との連携強化⇒各種団体と意見交換を積極的に	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり⇒期日前投票所の増設を提案、議員による学校訪問を実施（任務達成・次期に申し送り）	行政課題に対する市民の声を集約し、市政に反映 ※



未来を語る議会の実現に向けて

大津市議会ミッションロードマップ

	27	28	29	30
政策立案	がん対策推進条例 (仮)土地利用基本条例			
	議決事件の検証			
	議会における行政評価			
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
	議長選出時の立候補制と所信表明制度の導入・議長記者会見の実施		政策形成過程における住民参加のあり方検討	
	議会活動の評価制度の構築			
	議会図書室の充実			

※ 議会ミッションロードマップとは

現在の議員任期4年間で議会として取り組むべき項目をあらかじめ設定した上で、市民の皆さんに公表し、計画的に進めていく議会版の実行計画です。

大津市議会の全国における評価

・平成25年度	マニフェスト大賞（早稲田大学マニフェスト研究所） 議会グランプリ（大学の専門的知見を生かした政策立案） 中核市議会議会報コンクール審査員特別賞
・平成26年度	マニフェスト大賞 審査委員会特別賞（議会BCP）
・平成27年度	マニフェスト大賞 優秀成果賞（ミッションロードマップ）
・平成28年度	（マニフェスト大賞 優秀成果賞・滋賀県市議会議長会・軍師ネットワーク） 議会改革度ランキング（早稲田大学マニフェスト研究所）で全国2位（市議会では1位）
・平成29年度	マニフェスト大賞 成果賞・特別賞（議会意思決定条例、テレビ会議） 議会改革度ランキングで全国2位（市議会では1位） 中核市議会議会報コンクール最優秀賞
・平成30年度	マニフェスト大賞 ノミネート（近隣市議会との連携協定締結） 議会改革度ランキングで全国2位（市議会では1位） 議会活力度調査（日経新聞社）で全国市区で15位

議会改革の本質

- 改革の意義

 - 「二元的代表制の実質的実現」

 - 「議会機能(監視・政策立案)強化」

 - 「市民感覚とのズレの補正」

- 改革の優先順位

 - ① 「コンプライアンス関連」

 - ② 「情報公開＝見える化」

 - ③ 「議会機能強化」

 - ・「監視機能」＝(法定)検査権、監査請求権、調査権
(法定外)一般質問

 - ・「政策立案機能」＝(法定)条例制定権
(法定外)決議、提言

 - 「議会への住民参加」＝(法定)公聴会、参考人招致
(法定外)議会報告会、議会モニター

「未来を語る議会」とは？

- 議会の主要機能は、「監視機能」と「政策立案機能」
- 機能発揮の過程で必要とされるのが「議会への住民参加」
- 議会からの政策立案手法
 - 市長への提言、決議
 - 政策条例の制定
- 議会は「立法機関」⇒政策条例の議会提案が王道
- 議会立法の3要件
 - 執行機関の縦割りの狭間にある行政課題
 - 執行機関の率先垂範が期待できない行政課題
 - 執行機関が当面の対応で飽和状態にある行政課題
- 「未来を語る議会」の必要条件⇒「チーム議会」であること

1 「議会ルールに見える化」 例規再編

～市民に開かれた分かりやすい議会運営を図るために～

H24.5 傍聴人規則の改正

⇒ 傍聴受付簿廃止、旧表現改正

H24.5 市議会例規文書作成規程の策定

⇒ 例規改正に新旧対照表方式導入

H26.2 会議規則の条例化など ⇒ 市民の権利保障の向上など

- | | | | | |
|------------|---|--------|---|----------|
| ・会議規則の廃止 | → | 会議条例 | + | 会議規程 |
| ・委員会条例全面改正 | → | 新委員会条例 | + | 委員会規程 |
| ・傍聴規則の廃止 | → | 傍聴条例 | + | 委員会等傍聴条例 |

※ 先例・申し合せ事項を会議規程に明記し、「議会の見える化」を推進

H27.4 議会基本条例の制定 ⇒ 議会例規の再編

- ・議会個別条例の統廃合
- ・会議条例の再整理

会議規則条例化の理由(会議規則の問題点など)

① 市民の権利保障が不十分であること

市民の権利である「請願」が直接請求による制度改正が可能な条例で

② 形式的効力の原理における疑義

一般的な法体系(法-条例-規則)との整合、委員会条例との上下関係が不

③ 実務上の機動的運用が阻害されること

手続事項を含む規則でありながら、議決要件であることから、運用の機動性

④ 所管事項の原理における疑義

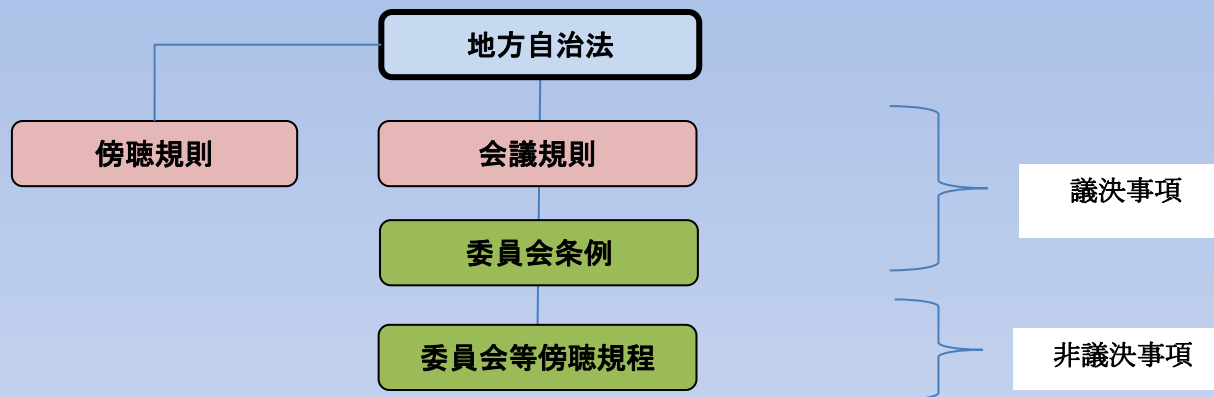
本会議は会議規則のみ、委員会は委員会条例と会議規則に規定さ

⑤ 議会運営ルールが市民から見えない

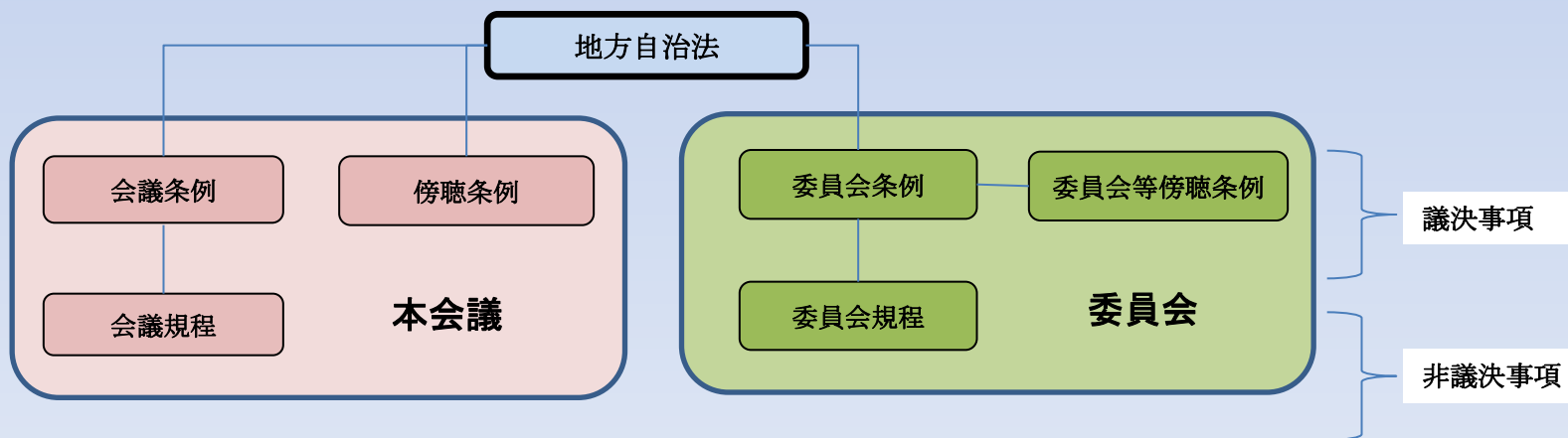
議会運営上の重要ルールである「先例」や「申し合わせ」が、積極的に開

議会例規体系の変遷イメージ

～H24年度



H25・26年度



※ 会議規則の条例化に併せて、先例・申し合せ事項を新たに会議規程に明記し、「議会の見える化」を推進

大津市議会基本条例の特色

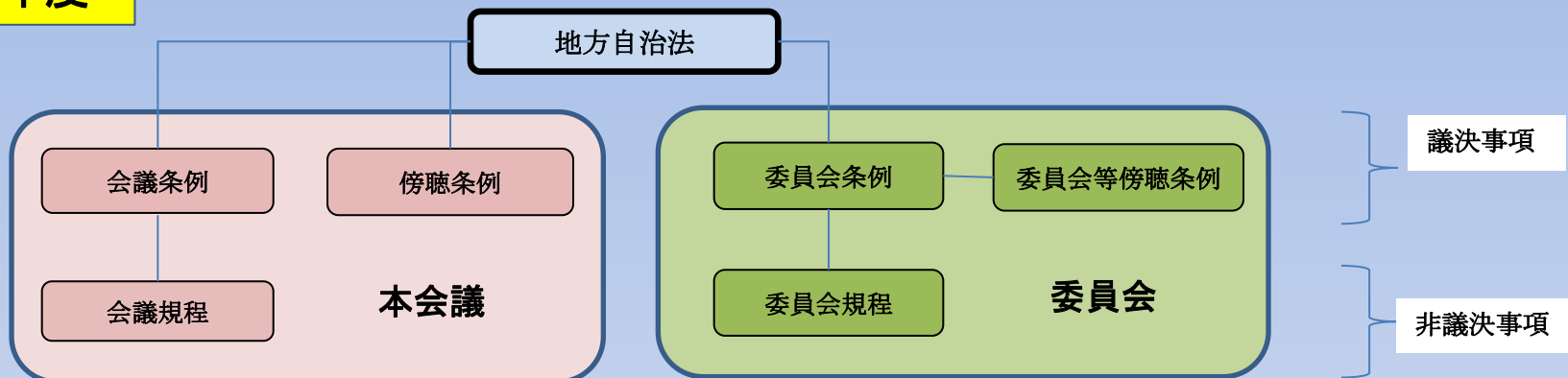
(1) 議会運営のみならず、議会組織についても規定

(2) 議会例規ナビとしての役割

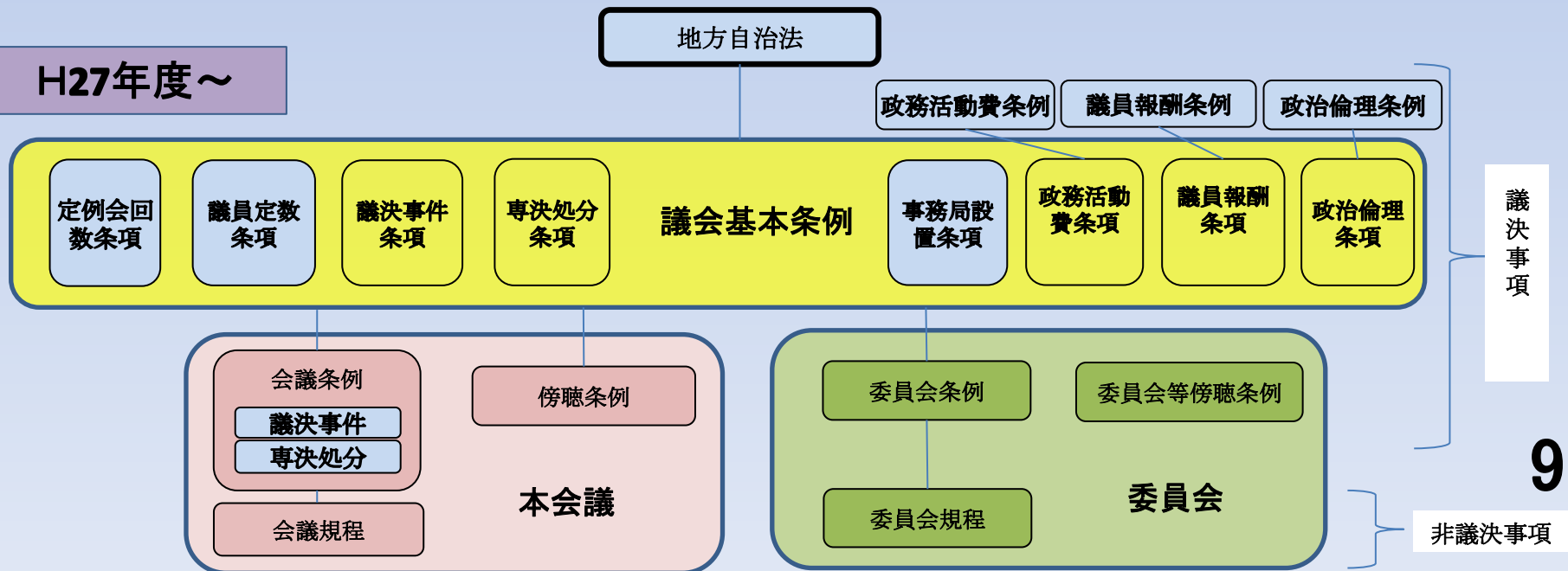
(3) 議会全体の例規構成をシンプル化

- 地方自治法により議会が条例で定めるとしているものは、できる限り議会基本条例に取り込んだ

H25・26年度



H27年度～



例規改正への新旧対照表方式の導入

議会提案条例などの改正方式を、市民に分かりやすい「改め文方式」に代えて、平成24年度から「**新旧対照表方式**」を導入！

改め文方式 / 執行部



専門的・難解

〇〇条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「および」を「及び」に改め、「第15条」の次に「及び第20条」を加え、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「ものとする」を削る。

新旧対照表方式 / 議会



平易・分かりやすさ

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条 議員および議会に対して、法第15条に基づく規定を定める。	第7条 議員 <u>及び</u> 議会に対して、法第15条 <u>及び</u> 第20条に基づく規定を定める。
2 <u>政務調査費</u> は、調査研究に対して支給する <u>ものとする</u> 。	2 <u>政務活動費</u> は、調査研究 <u>その他の活動</u> に対して支給する。

2 「議会の政策、改革の見える化」

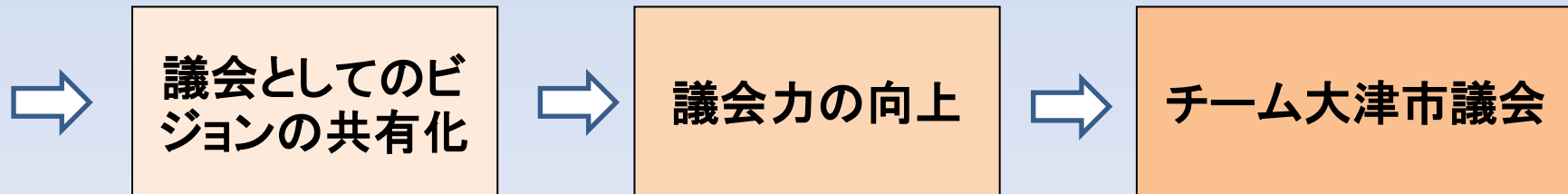
議会ミッションロードマップの策定

策定経緯

H27.3 大津市議会基本条例 制定（同年4月1日施行）

H27.5 大津市議会新体制 スタート（同年4月改選）

- 議会基本条例の「具現化」
- 議会活動に対する市民への「説明責任」
- 市議会の「見える化」



議会版実行計画 大津市議会ミッションロードマップ

～議会の責任と実行～

「市民に分かりやすい 開かれた議会」を目指して

目的

- 議会基本条例の「具現化」
- 議会活動に対する市民への「説明責任」
- 市議会の「見える化」

対象期間

平成27年10月1日～平成31年3月31日

進行管理

議会運営委員会による進捗の検証・評価、外部委員会も予定

工程表

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
政策立案	がん対策推進条例	(仮)土地利用基本条例		
	議決事件の検証		(仮)交通基本条例	
		議会における行政評価		
		若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり		
		専門的知見を有する職能団体との連携強化		
議会改革	正副議長選出に係る立候補制・所信表明制度の導入・適宜の議長記者会見の実施	政策形成過程における住民参加のあり方検討		
		議会活動の評価制度の構築		
	議会図書室の充実			

大津市議会ミッションロードマップ2019（議会版実行計画）

～議会の責任と実行～

「市民に分かりやすい 開かれた議会」を目指して

目的

- 議会基本条例の「具現化」
- 議会活動に対する市民への「説明責任」
- 市議会の「見える化」

対象期間

令和元年10月1日～令和5年3月31日

進行管理

議運による毎年度末の検証・評価、任期末の有識者（第三者）評価

工程表

区分	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	
政策立案	公文書管理のあり方			歯と口腔の健康づくり	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり				
議会改革	広報のあり方検証		議会活動評価制度の見直し		
	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築		議会活動の評価		
	政策形成過程における市民意見の反映				
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置				

3 「議会の議論の見える化」 議会ICT化

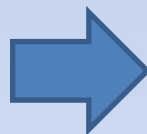
電子採決システムで 議員の個別賛否を表示

議案ごとに各議員の賛否を公式記録として明示

→ 実施後、傍聴者が増加



投票タイトル 議案第132号(修正案1)			
投票時刻	2013/09/17 10:09:34	有権者数	36
1. 賛成	5		
2. 反対	30		
?. 無投票	1		



議案第120号												
議員総数							賛成					
38							14					
桐田 真人	八田 憲児	近藤 眞弘					伊藤 茂	岸本 典子	黄野 彌明子			
伴 孝昭	中野 治郎	津田 新三	古尾 谷雅博	藤井 哲也	谷 祐治	山本 哲平	河井 昭成	石黒 賀津子	杉浦 智子			
竹内 基二	梵見 達夫	青山 三四郎	園田 寛	清水 ひとみ	佐藤 弘	浜奥 修利	杉山 泰子	佐々木 松一	塚本 正弘			
横田 好雄	北村 正二	武田 平吾	泉 恒彦	仲野 弘子	藤井 重美	高橋 健二	磯田 英清	奥村 功	草川 肇	船本 力		

平成25年9月通常会議
予算決算常任委員会全体会で試行導入

平成26年2月通常会議
本会議で本格導入

賛成・反対の数字のみ表示

全ての議員の個別賛否を表示

大型スクリーンによる議場の多角的活用

臨場感のある議会中継の映像をインターネットに配信
議会BCPへの対応や議会研修会にも活用しています



議場で災害対策会議の開催が可能に

タブレットを使った質疑・一般質問

議員の資料を大型スクリーンに投影・インターネットに配信

- ・演壇と質問席には、タブレット等が使用できるようHDMI端子を配備
- ・タブレットの電子資料を、会議(同期)システムを使って全てのタブレットを同じ画面に同期
- ・大型スクリーンに投影
- ・インターネット議会中継に配信(生中継・録画放映、タブレット・スマホも視聴可能)

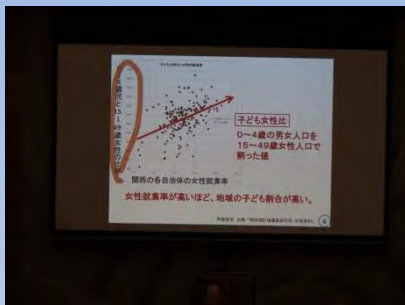
→ 傍聴者やインターネット中継閲覧者に対して、分かりやすい議会に寄与



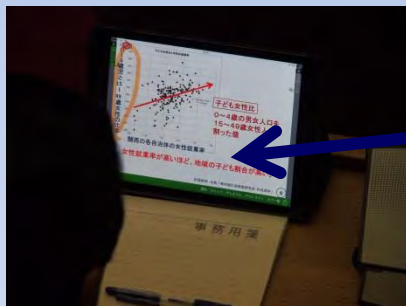
タブレットの資料を大型スクリーンに投影

本会議(質疑・一般質問)

議員が、質疑・一般質問において補足資料を使う場合は、タブレットを使って議場スクリーンへの投影・インターネットへ配信しています

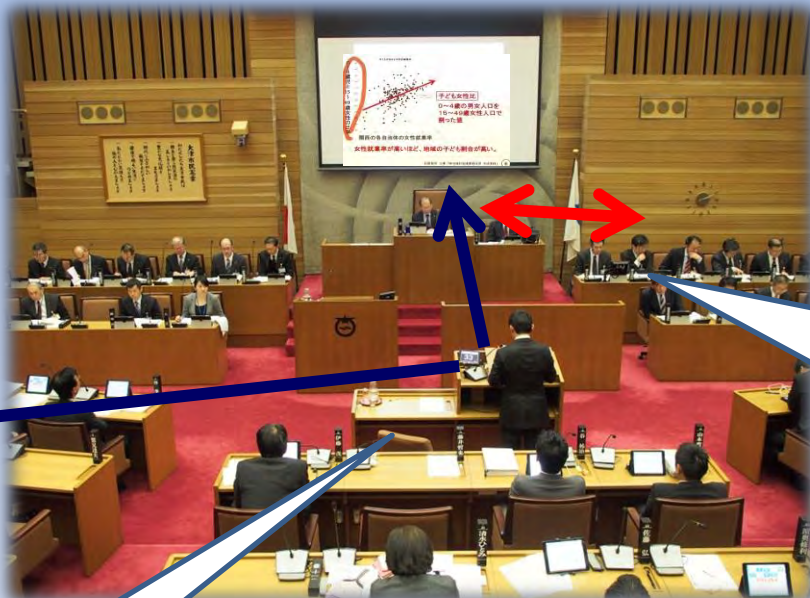


大型スクリーンに投影
インターネットにも配信



全タブレットに同じ画面に同期

会議(同期)システム
議員が操作した画面が大型スクリーンに投影され、インターネットにもそのまま配信。全タブレットに同じ画面に同期。



議場内通信システム

暫時休憩の連絡や質問中における議員への注意喚起を、議会事務局職員が議長をサポートするなど、議事運営の効率化が図られた



4 「政務活動費の見える化」 HP全面公開

－厳格な使途適正管理－

- ・制度設立当初から、1円以上全ての領収書添付を義務化
- ・平成23年度に条例改正し、
全ての政務活動費関連報告書の自由閲覧を制度化
議長の調査権、是正措置命令権を設定
- ・平成24年度から執行状況、事務処理状況の中間審査を実施

－収支報告書などHP全面公開(平成27年8月末)－

平成27年8月末から平成26年度分以降の政務活動費収支報告書、出納簿、領収書、収支伝票、視察報告書、その他使途に関する資料を、議会のホームページにて全面公開
より透明性を確保し、厳格な適正管理を促進

→ 政務活動費運用マニュアルも随時改訂

5 「議長の見える化」立候補制、記者会見の導入

－議長立候補制－ 平成28年5月導入

「条件」及び「手続き」 ※ 大津市議会会議規程に明文化

- ① 立候補議員は、議長に立候補届出書を提出する。
- ② 立候補届出書には、3人以上の議員の推薦が必要
- ③ 立候補議員は、所信表明を行う。
- ④ 所信表明は、全員協議会において実施する。
- ⑤ 所信表明の時間は、1人当たり5分以内とする。
- ⑥ 所信表明に対し、議員は質疑を行うことができる。
- ⑦ 質疑は、1会派(交渉会派に限る)につき、1人ができる。
- ⑧ 質疑の時間は、答弁時間を除き5分以内とする。
- ⑨ 質疑の方法は、一括質問方式とする。

－議長記者会見－ 必要に応じて適宜実施

6 「市民意見の見える化」

意見交換会の実施と広報



女性団体との意見交換会

要職員の任期4年制における議会改革・政体立案の実行計画など11の任務を定めました。そのうちの一つに、「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」を位置づけました。



21

◎若者と議員との意見交換会を開催(過去、4回開催)



インターンシップ生とディスカッション



市内高校生と意見交換会



龍谷大学生と意見交換会



議会広報番組内でディスカッション

7 議会事務局改革

- * 最も重要なことは、議会事務局職員の意識改革
それを実現するのは、「議長の任命権者としての責任感」
と「チーム議会」であろうとする意識
- * 議会：執行機関＝「議会事務局」：「総務事務部」「環境事務部」・・・
＝「議会局」：「総務部」「環境部」・・・
- * 議会は「立法機関」、議会局は「政策立案」を支えることが主任務
「議会運営がうまく回るようにこまめに調整し、議員のご機嫌をとっていればいいというのでは、変更の意味は無い。
議会及び議員の政策立案能力を高める補佐機能こそが「議会局」の中心的事務」
（「大森彌の進め！自治体議会」議員 NAVI2015.8.25）

(議会局の設置及び体制強化)

第26条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。

2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。

3 職員の定数は、大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)の定めるところによる。

4 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

大津市議会事務局設置条例を廃止し、議会基本条例の本条を根拠規程として組織名称を「議会局」とする事務局を設置しました。

議会を支える体制をより充実、強化していくことを定めています。

議会局体制

平成22年度	定数14	実数12	1局3係（庶務係・議事係・調査係）
	↓	1名増員	
平成23年度	定数14	実数13	1局3係（庶務係・議事係・調査係）
			政策検討会議の制度創設に併せて法制担当職員を配置
平成24年度	定数14	実数13	1局3係（庶務係・議事係・調査係）
	↓	1名増員	
平成25年度	定数14	実数14	1局2課4係（議会総務課 総務係・政策法制係 議事調査課 議事係・調査係）
	↓	1名増員	
平成26年度	定数16	実数15	1局2課4係（議会総務課 総務係・政策法制係 議事調査課 議事係・調査係）
	↓		
平成27年度	定数16	実数15	「議会局」へ移行
	↓	1名増員	
平成28年度	定数16	実数16	
	↓		
平成29年度	定数18	実数16	
	↓		
平成30年度	定数18	実数16	

滋賀県市議会議長会 軍師ネットワーク事業

事業目的

議事機関としての役割を果たすため、事務局職員間の連携を深め、議長会として「政策立案機能の向上」と「議事運営の課題解決」を図ることを目的とする。

現状問題点

- 事務局体制が（平均職員数）
↓
出向人事（5年）による弊害（専門知識）
↓
・ 議事機能及び庶務機能が中心
・ 議会改革推進機能及び政策立案機能の不足

解決策

- ① 広域での情報交換や相談が日常的に行える仕組み作り
→ 県内現役事務局職員、OB事務局職員のネットワーク構築
- ② 職員の能力向上を図る環境作り
→ 研修会や勉強会の実施
- ③ 専門的知見の活用が可能となる制度導入
→ 外部機関との連携

具体的事業

- ① 議長会とし職員ネットワークの構築
→ 事務局職員に限定しない有志職員による会員登録制のネットワークを構築し、改革モチベーションの向上を図る（議会情報の収集・共有・意見交換の場と（ヒアリング・アドバイス）の活用）
- ② 議長会とし担当者会議等の開催
→ 議会事務局の経験年数や担当業務に応じた研修や勉強会を定期的を実施する。
- ③ 議長会として、外部機関（大学〈教授〉・弁護士会〈弁護士〉・法務経験のある職員OBなど）と協定又は契約を締結
→ 法務勉強会の実施、法務相談への対応、条例の検証など

必要経費

- ① 委託料 年額50万円
（講師謝礼15万、相談料20万、諸経費15万）

スケジュール

H27年度		H28年度
局長会議	→ 議長会議	事務局 → 局長会議 → 議長会議
（提案）	（計画・予算審議）	（実施） （検証） （報告）

年間スケジュールイメージ

平成28年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

職員ネット
ワーク
(個人)

担当者会議
(勉強会等)

外部機関と
の連携
(龍谷大学)

13市議会
(事務局)

メーリングリストを活用し、常時、職員間の意見交換の場を提供

7/4



相談
協議

10/21



講師派遣

相談
協議

2/3(予定)



講師紹介

7/13



調印式

政策法務相談への対応、担当者会議(勉強会等)への講師派遣

相談

相談

滋賀県市議会議長会と龍谷大学 とのパートナーシップ協定締結式



龍谷大学と連携協定の締結

通年

政策法務相談事業

- 法令解釈などの相談
- 例規作成に係るアドバイスなど

各市の担当者又は事務局から直接（大津市を経由せず）、電話又はメールによる相談を行う。必要に応じて面談による相談も行う。

年間相談料（定額）

適宜

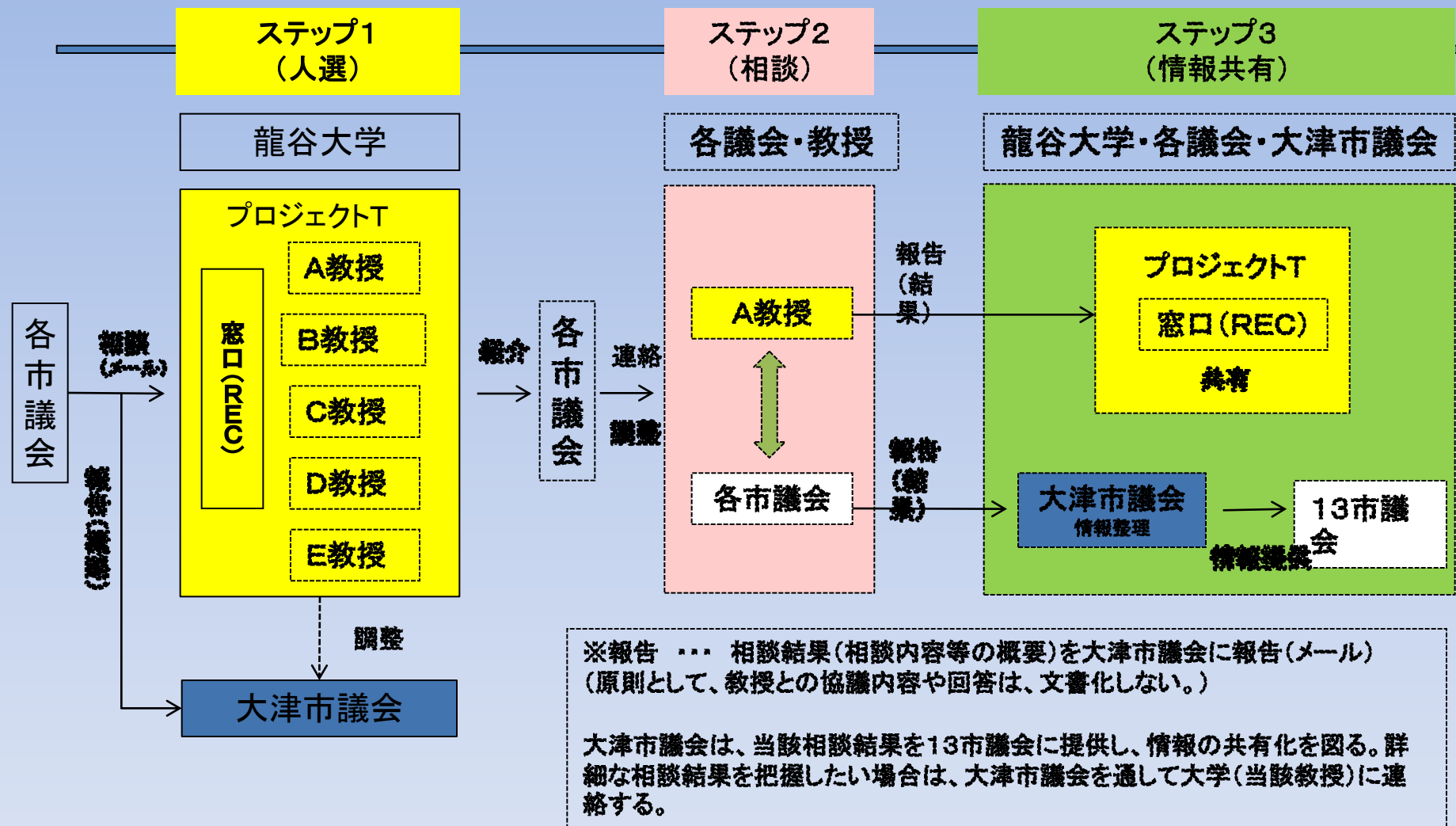
講師派遣事業

- 法務勉強会（政務活動費など議会に係る訴訟関係など）
- 実務者研修会（議事運営・広報広聴など）

法務勉強会や実務者研修会（年間3回程度）に、テーマに応じた有識者を派遣し、又は紹介を行う。

講師謝礼（回数）

政策法務相談事業の流れ



※ 上記は、各市議会からの相談に対応する基本的な流れを示したものです。

※ 各市議会からの相談内容によっては、ステップ1の人選が困難又は適任者がいない場合も想定されるが、その場合には、大学(窓口)と大津市議会で別途、協議する。

「軍師ネットワーク」を支える7人のサムライ

◆コーディネーター／アドバイザー



本多 滝夫(ほんだ たきお)
法務研究科 教授

●専門分野：行政法学

●主な研究業績等：

研究業績『地方自治体と行政手続』（共著）、『民間社会福祉事業と公的責任』（共著）、「地方自治法『改正』と社会福祉」（総合社会福祉研究20号）、「行政不服審査制度の改革」（法律時報79巻9号）

《所属学会》日本公法学会ほか

《社会活動》個人情報保護・情報公開審査会委員（大津市ほか）



土山 希美枝(つちやま きみえ)
政策学部 教授

●専門分野：地方自治、公共政策、日本政治

●主な研究業績等：

『高度成長期「都市政策」の政治過程』（日本評論社・2007）、
『地域人材を育てる職員研修改革』（公人の友社・2005）

自治体議員向け研修「質問力研修」、自治体職員ゼミ「未来ゼミ」
コーディネーター

◆アドバイザー



今里 佳奈子(いまさと かなこ)
政策学部 教授



奥野 恒久(おくの つねひさ)
政策学部 教授



只友 景士(ただとも けいし)
政策学部 教授



大田 直史(おおた なおふみ)
政策学部 教授

高橋 進(たかはし すずむ)
法学部 教授



大津市マスコットキャラクター
おおつ光ルくん

ご静聴、
ありがとうございました



大津市議会局
次長 清水 克士



特 定 調 査 事 項

岐阜県高山市

- 議会改革の取組について
 - 1 これまでの取組状況について
 - 2 議会改革の検証について
 - 3 課題と今後の取組について
 - 4 その他

岐阜県 高山市議会

R1.11.12 (火)



議論する議会をめざして

～高山市議会における議会改革の取り組み～

岐阜県高山市議会

令和元年5月

目 次

1. 「議会改革」のあゆみ	3
①平成8年～平成14年 第一次議会改革	3
②平成17年 市町村合併	4
③平成21年～平成23年 第二次議会改革	
・議会改革等に関する特別委員会の設置	5
・議員定数・選挙区の決定	6
・高山市議会基本条例の制定	6
④平成24年 議会改革ワーキンググループによる評価・検証と政治倫理	7
⑤平成25・26年 総合計画の策定に向けて	8
⑥平成27年～ 議会基本条例推進協議会の活動	10
2. 現在の取り組み	13
3. 政策提言	15
・委員会を中心とした政策形成サイクル	19
・政策提言実績	20
4. 市民意見交換会	21

1. 「議会改革」のあゆみ

① 平成8年～平成14年 第一次議会改革

- 各会派、事務局から提案された65件について、市議会議長会の「市議会の活性化方策」にしたがって分類し、各派代表者会議、議会運営委員会、議会機能に関する特別委員会において、調査・研究を行う
- 主な実施事項
 - ・一般質問の見直し 一人60分(質問・答弁含む) ⇒ 一人40分(質問のみ)
 - ・委員会質疑での一問一答制の導入 一人5回まで ⇒ 時間・回数の制限なし
 - ・議員の各種審議会参画の見直し 法定の会議を除き、参画しないことを決議
 - ・委員会の所管事務調査の活用 閉会中の継続調査を積極的に行うことを合意
 - ・請願手続きの緩和など 請願者の押印の廃止(署名の場合のみ)
 - ・会議規則、委員会条例の見直し 請願紹介議員への質疑など高山市議会の運営に合わせた見直し
 - ・情報公開取り扱い基準の制定など

② 平成17年 市町村合併

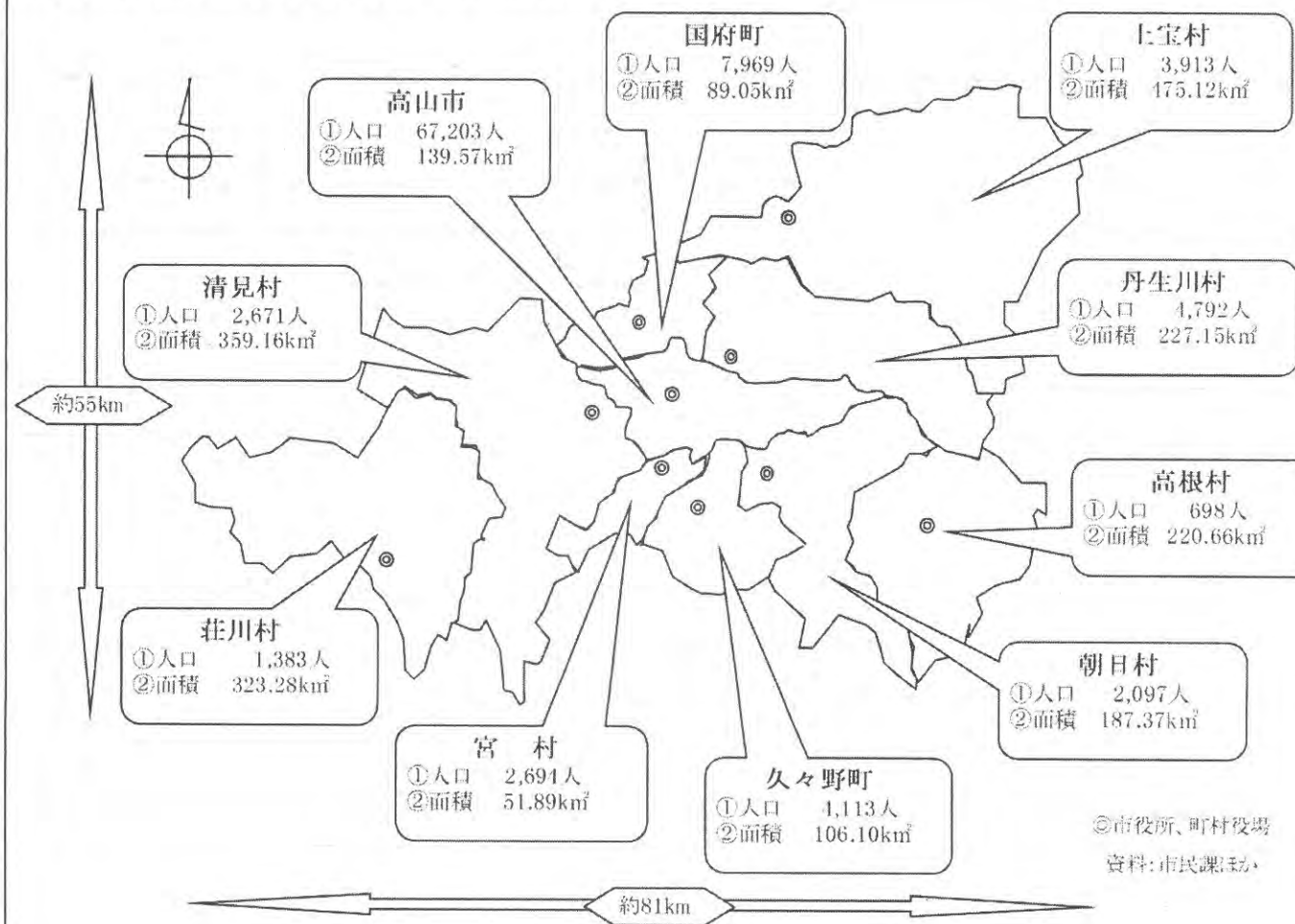
○高山市は周辺9町村を編入合併 → 日本一広い面積の市に

○市議会議員の
定数

↓
合併特例法に基
づく定数特例を
採用(H23まで)

条例定数24
+定数特例12
=36人

◎合併時(平成17年2月1日)の市町村の人口・面積



③ 平成21年～平成23年 第二次議会改革

・議会改革等に関する特別委員会の設置(平成21年)

○設置時期 平成21年12月

○組織 全議員(36人)をもって構成

- ・第1分科会:「基本理念と議員の活動原則」
- ・第2分科会:「議会機能」
- ・第3分科会:「議員定数と選挙区」

⇒ 「高山市議会のあるべき姿」、「高山市議会の基本理念」を定め、これらに基づいて調査研究を推進

「高山市議会のあるべき姿」

高山市議会は、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会をめざす。

「あるべき姿を実現するための3つの基本理念」

- ・市民の代表機関としての議会
- ・二元代表制の一翼を担う議会
- ・議員間の討議を重視し議会としての合意形成を図る

○会議の状況(平成21年12月～平成23年3月)

特別委員会(全体会)38回 分科会89回 小委員会(連絡調整)11回

・議員定数・選挙区の決定(平成22年)

- 経緯
 - ・平成21年12月～平成22年3月にかけて議論
 - ・平成22年3月 委員会としての方針決定 全市一区・定数24人
 - ・平成22年4月～5月 第1回地域別市民意見交換会開催(選挙区・議員定数に関する意見聴取)
 - ・平成22年6月 次期改選(平成23年)から全市一区・定数24人とすることを確認

・高山市議会基本条例制定(平成23年)

- 平成23年3月議決 同年5月1日(改選後)施行

○特徴

(1)実践を通じて制定した条例

各取り組みを 計画 → 試行 → 評価 → 制度化 の流れで進め、条例化(要綱等を含む)

(2)議論する議会をつくる

市民と議会、行政と議会、議員同士が、議論する機会と議論を深める手法を充実

(3)政策提言により議会機能強化を図る――市の政策水準を高める

理由:監視型議会を標ぼう――政策立案より現実的な政策提言を積極的に行う

手法:内容の質の向上と高い政治的効果の付与――常任委員会の所管事務調査を活用。

分野別市民意見交換会、議員研修会などを整備

効果:議員の基礎力の向上――審査能力や調査能力の向上を図る

④ 平成24年 議会改革ワーキンググループによる評価・検証と政治倫理

平成24年以降、議会活動の評価・検証のための議会改革ワーキンググループによる調査・研究を開始

○議会活動の評価・検証

評価1:議会基本条例に沿った活動が出来ているかなど、議員がそれぞれ評価する

評価2:評価1を集約、整理することにより議会全体での評価、検証に繋がる

評価3:市民や有権者から外部評価を受ける(理事者の評価も必要)

○政治倫理の三層構造

1:公職選挙法や政治資金規正法を基にした政治倫理

2:議会基本条例に沿った政治倫理

3:地方政治の担い手をすべて包含する政治倫理

○議会の評価システムと政治倫理の関係

議会基本条例に基づく活動の評価を実施することで、評価システムの相場が出来てくる。その水準が高山市議会の議員活動の「あるべき姿」を示すことになる。その段階で初めて政治倫理規程(高山市議会が求める議員像になっているかを判断する基準)が視野に入ってくるのではないか。

⑤ 平成25・26年 総合計画の策定に向けて

平成25年度から、高山市では、平成27年度以降のまちづくりの方向性を示す、高山市第八次総合計画の策定作業に入った。

高山市議会では、条例で高山市総合計画における基本計画を議決事件としていることから、平成25年5月の臨時会において、全議員をもって構成する「総合計画に関する特別委員会」を設置し、高山市第八次総合計画に関する調査・研究及び審査を行った。

「総合計画に関する特別委員会」では、平成25年度、各常任委員会を分科会と位置づけ、分科会ごとに高山市第八次総合計画に向けての政策課題を設定したうえで、その政策課題について調査・研究を行った。

こうした調査・研究の結果を踏まえ、

- ① 個性ある地域づくりの推進と更なる一体感の確保
- ② 人口減社会におけるあらたな行財政運営
- ③ 健康・元気・安心社会の実現
- ④ 観光まちづくりへの転換
- ⑤ 都市施設(公共施設)整備の方向性
- ⑥ 安全で安心して暮らせる社会の実現
- ⑦ 環境と共生したまちづくり

の7つを高山市第八次総合計画において取り組むべき政策課題として集約し、10の政策提言としてとりまとめ、市長に提出した。(平成26年4月)

二代表制の一翼を担う議事機関としての責務を果たすため、平成26年度は、示された計画案について、政策提言の反映の検証などを踏まえて審査し、議決に向けた取り組みをすすめた。

(平成27年3月総合計画議決)

⑥ 平成27年～ 議会基本条例推進協議会の活動〔改選後〕

○基本的な考え方

平成21年12月、議会改革等に関する特別委員会を設置し、議会のあるべき姿について議論を重ね、議会の果たすべき役割や責務を明確にするとともに、その実現に向け、議員定数や選挙区の見直しをはじめ、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、政策討論会の開催、委員会による政策提言の実施など、さまざまな議会改革の取り組みをすすめて、平成23年3月（施行は5月）、こうした一連の取り組みを議会基本条例として普遍化した。

議会基本条例制定後は、議会運営委員会を中心に、条例に定める「政治倫理規程の制定」や「評価制度の確立」について議論をすすめるとともに、議会改革の取り組みについては、その実践のなかで必要に応じ改善等を行ってきた。

議会改革の取り組みは、目的ではなく、議会基本条例の前文で謳われている「高山市議会のあるべき姿」を実現するための手段である。

今回、設置する専門組織は、議会運営委員会からの引継事項を包括したうえで、議会基本条例の更なる推進という観点から、議員全員で議会基本条例に込められた思いを再確認しながら、議会基本条例に定める議会改革の取り組みを総合的・継続的に検証・議論できる場とする。

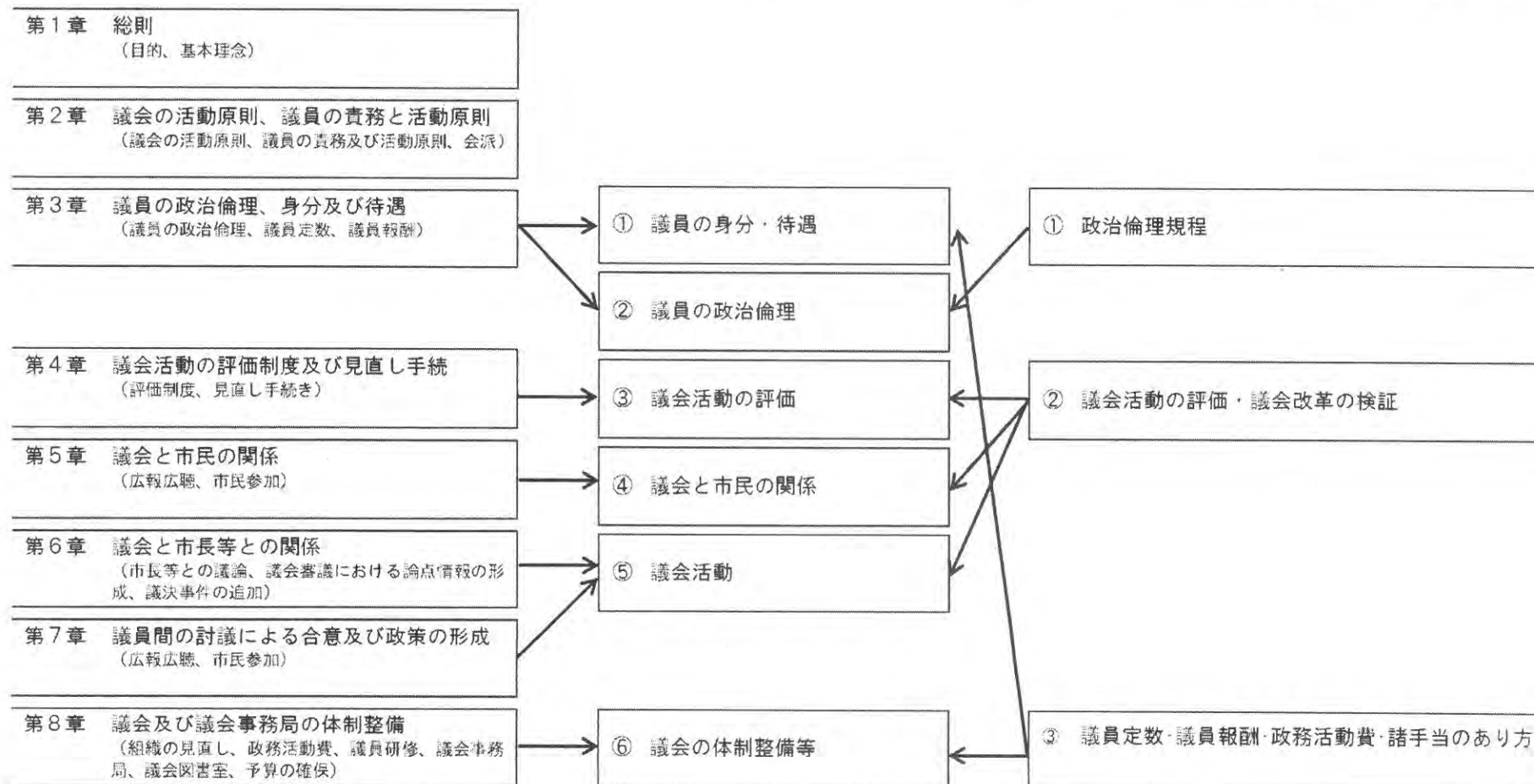
- | | |
|------|-----------------|
| 名 称 | ・議会基本条例推進協議会 |
| 論 点 | ・議会基本条例の体系に配慮する |
| 組織体制 | ・議員全員が参画する |
| | ・継続的な組織とする |
| | ・既存組織を活用する |

論点と取り組み方針

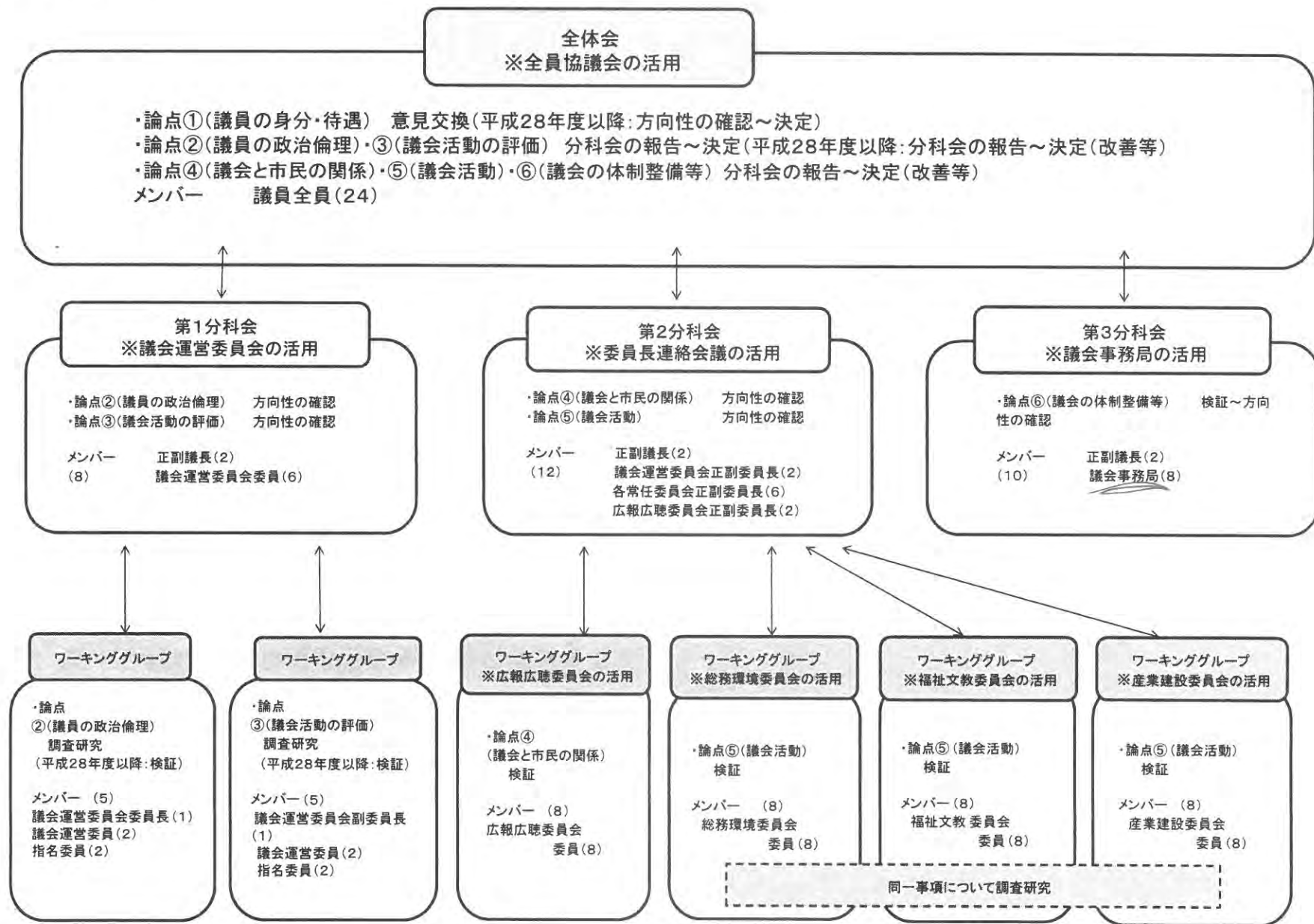
【議会基本条例】

【論点】

【平成26年度議会運営委員会の引継事項】



組織体制(イメージ)



2. 現在の取り組み

平成29年度以降

○一部実施、未実施事項について、具体的な協議、項目ごとに意見を集約

第1分科会（議会運営委員会、指名委員2名）

- | | | |
|----|-----------|---------------------|
| 論点 | ①議員の身分・待遇 | ※議員定数に係る議会の考え方・・・① |
| | ②議員の政治倫理 | ※政治倫理規程の検討・・・・・・・・② |
| | ③議会活動の評価 | ※評価制度の確立・・・・・・・・③ |

第2分科会

- | | | |
|----|-----------------------------|--------------------|
| 論点 | ④議会と市民の関係（広報広聴委員会ワーキンググループ） | ※ぎかいだよりのリニューアル・・・④ |
| | ⑤議会活動（各常任委員会ワーキンググループ） | |

第3分科会（正副議長、議会事務局）

- | | |
|----|-----------|
| 論点 | ⑥議会の体制整備等 |
|----|-----------|

○議会アドバイザーの委嘱について（平成30年度）

①議員定数に係る議会の考え方

高山市議会の議員定数等に関する見解（抜粋）

議員定数については、市民から削減すべきとの声が一部あることも承知していますが、市民意見交換会でもテーマとして取り上げ、市民からは「行政と同一の見解なら定数は少なくてもいい」、「広大な市域を踏まえ定数を増やすべき」などの意見も伺っており、地域の人口減少や少子高齢化が急速に進行し、行政課題が山積するなか、市民は多様な意見を代表する議会に期待していると捉えています。

これらを踏まえ、次年度から有識者や市民による「議会評価委員会（仮称）」を立ち上げ、外部の視点からの議会活動の点検評価とともに、議会のあるべき姿を議論するなかで議員定数及び報酬についても検討していただき、市民と共有できる議論の物差しをつくりあげることとしています。そのため、来期の議員定数は現行の24人とするという判断に至りました。

平成30年12月21日

高山市議会

⑤政治倫理規程の検討

議会基本条例推進協議会の第一分科会（議会運営委員会）を中心に、政治倫理に抵触する事案が発生した際の手続きについて協議を重ね、平成31年2月26日に高山市議会政治倫理規則を制定・施行

高山市議会基本条例第21条 議員の政治倫理

- 1 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

【解説】

議員の政治倫理については、重要な事項であることから、議会基本条例に位置付けるとともに、昭和63年に決議された「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」並びに条例第3条（議会の活動原則）及び第4条（議員の責務及び活動原則）に基づき活動することを定めたものです。

なお、申し合わせを規程へ格上げすることを検討しましたが、条例第3条及び第4条に記載している内容と重複するため、本条第2項については、改正せず、手続等を定めることとし、政治倫理については、今後、議会活動の評価等の取り組みを通じて、高山市議会の議員活動の「あるべき姿」を追いもとめるなかで、見直しを図ることとしています。

平成31年2月26日、高山市議会政治倫理規則を制定。

◎評価制度の確立（申し合わせ事項）

○議会評価委員会の体系及び運用に関する申し合わせ事項

1. 議会評価の流れ

議会が行う内部評価及び議会評価委員会が行う外部評価は次頁の体系で実施するものとする。

2. 評価委員会の委員構成及び選任について

（1）評価委員は6名以内で構成し、下記のとおり選出するものとする。

- ・有識者委員 2名（廣瀬議会アドバイザー・江藤山梨学院大学教授）
- ・市民委員 4名以内（多様性の確保に配慮した選考とする。）

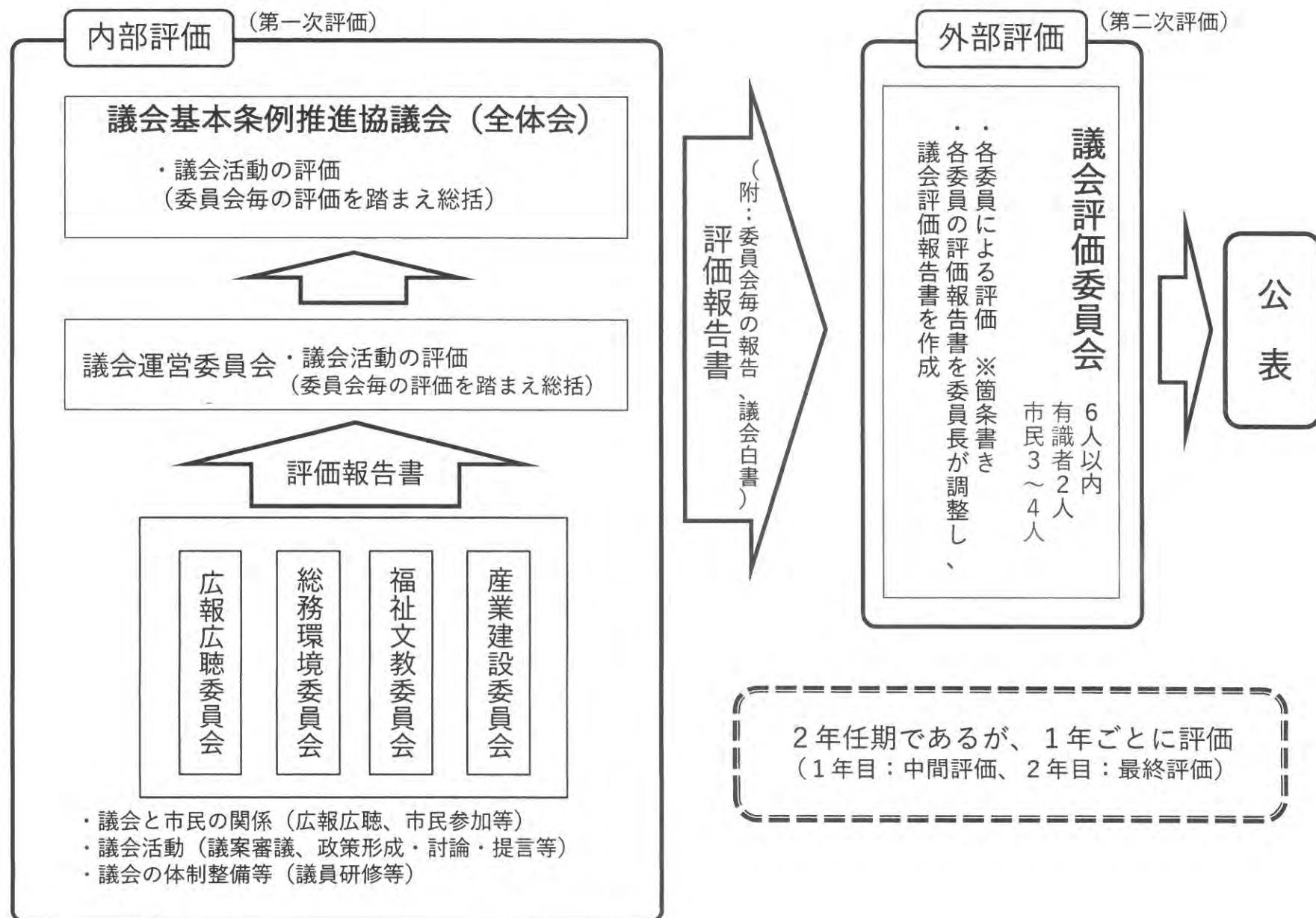
（2）評価委員会の委員長は有識者委員のうちで互選するものとする。

3. 報酬について

有識者委員及び市民委員には、高山市議会参考人等に対する謝礼金の支払い基準に関する要綱に基づき支給する。

なお、費用弁償は有識者委員のみ支給するものとする。

◎評価制度の確立(議会評価の流れ)



④ぎかいだよりのリニューアル

広報広聴委員会は、議会基本条例推進協議会における論点④（議会と市民の関係）について検討し、令和元年５月１日発行分からリニューアルすることとした。

リニューアルの基本方針

- ①読みやすい文字
- ②見やすい紙面
- ③色への配慮
- ④親しみのあるデザイン
- ⑤やさしい表現
- ⑥皆さんの声を大事に

・今できるところから始める

- ①色への配慮⇒ 全ページフルカラーにする
- ②ページ数を２０ページから１６ページにし、掲載内容のさらなる集約をする
- ③ページの綴じ方を左綴じに変更し、文章は横書きとする

議会アドバイザー

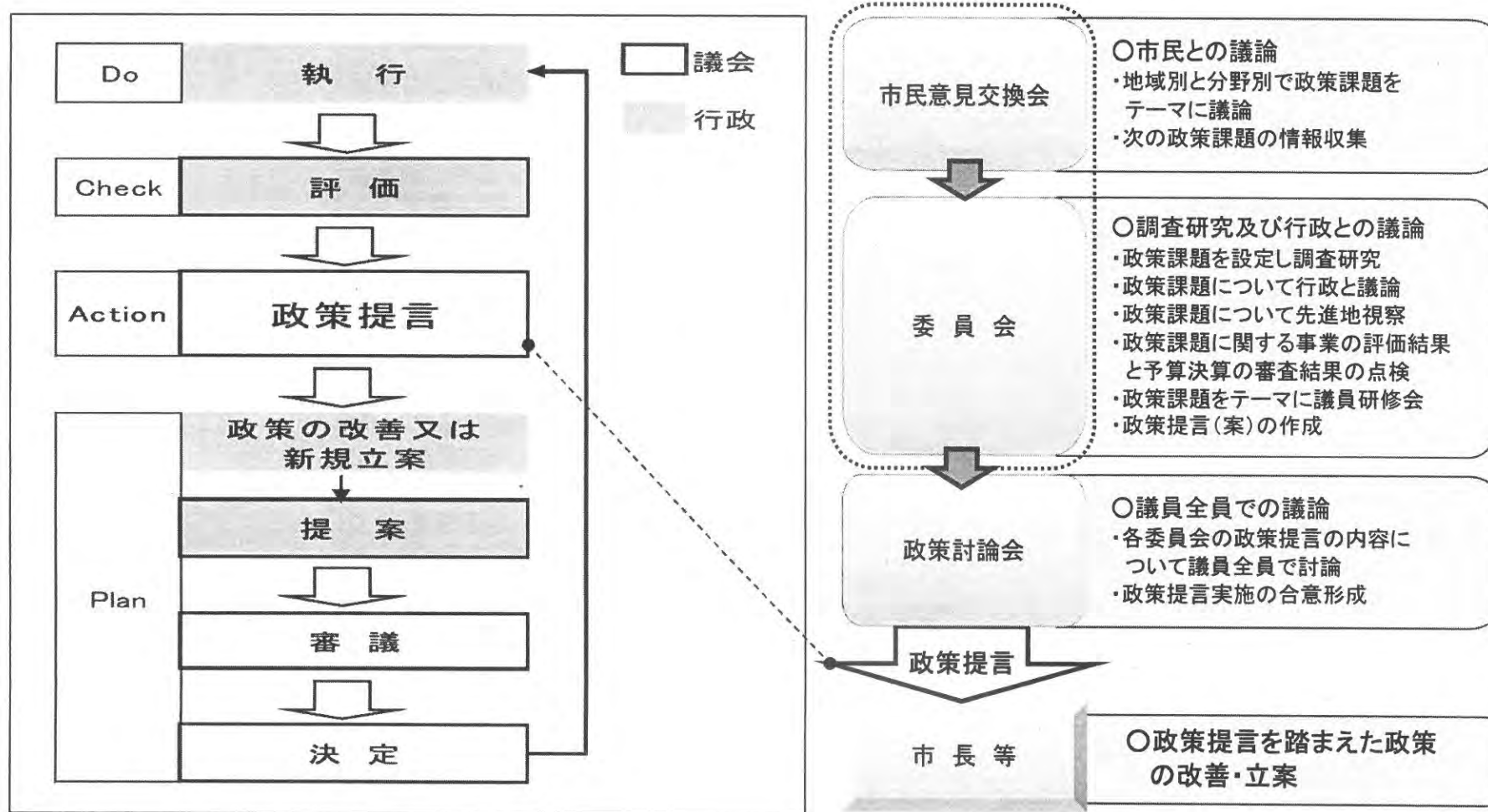
議会基本条例に定める議会改革の取り組みを総合的・継続的に検証・議論する中で、行政学、自治体学などの専門的な知見を活用することで、解決に向けて難航していた課題や取り組みの加速・充実を図ることを目的に、平成30年4月1日より委嘱。

・議会アドバイザー 法政大学常務理事 副学長 法学部教授
廣瀬 克哉氏

・具体的な活動内容

- (1) 議会が訪問し、年間の方向性や懸案事項など相談
- (2) 議会改革を含む議会活動全般において、助言を要すると思われる案件に対し、年間を通じその都度対応いただく ※メール、電話などによる応答
- (3) 年1回の定型的来高による直接的な指導・評価、講演

3. 委員会活動を中心とした政策形成サイクル



政策の立案～決定～執行～評価～改善～立案という市の政策形成サイクルにおいて、議会は、決定・評価という部分を主に担っている。決定の前には「審議」、評価の後には改善・立案を行政に求める「政策提言」を行う。議会の政策提言は、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法であるPDCAサイクルのAction(改善)を促し、市の政策水準を向上させる。この政策提言は、市政について分野ごとに専門的に調査研究を行う委員会を中心に行い、市民意見交換会や議員研修会、政策討論会などの取り組みを通じて、政策提言の妥当性や説得力等を高める。

政策提言の実績一覧

年月日	提言内容【詳細：資料編参照】	担当委員会
H31.4.10	支所地域の地域振興について	総務環境委員会
	まちづくり基本条例(仮称)の制定について	総務環境委員会
	子どもと学校を核とした地域づくりについて	福祉文教委員会
H29.5.1	協働のまちづくりの制度充実について	文教産業委員会
H26.4.10	高山市第八次総合計画に対する政策提言 1 地域づくり活動の促進に向けた仕組みづくり 2 民間の力を活かした行政能力の集約化・効率化 3 地域の実情に応じた柔軟な行政運営の推進 4 限られた財源の有効活用と財源の確保 5 高齢者が生き生き暮らせる健康長寿社会の構築 6 すべての子どもが健やかに育つ環境の整備 7 観光まちづくりへの転換による産業力強化と雇用拡大 8 公共施設の適正配置と方向性 9 災害に強いまちづくり 10 自然環境を守り、活かすまちづくり	総合計画に関する特別委員会
H25.4.11	高山市観光振興ビジョン(仮称)の策定について	文教経済委員会
	公共物(道路、水路、橋梁、水道管など)の効果的な運用について	基盤整備委員会
H24.4.12	公共交通体系について	総務企画委員会
	産業経済政策の展開について	文教経済委員会
	高山市公設卸売市場について	文教経済委員会
	水道管の早期耐震化とGISの導入について	基盤整備委員会
	ごみ処理施設の建設について	基盤整備委員会
H23.11.7	障がい者福祉について	福祉保健委員会

4. 市民意見交換会

議員が少なくなり地域の声が届きにくくなるとの不安に応えるべく、小学校区を単位とした地域別の市民意見交換会を行い、また、常任委員会の調査研究を深めるため、各種団体等を対象とした分野別の市民意見交換会も開催

更に将来を担う高校生に議会を身近に感じてもらえるよう、市内4高校の協力により高校生との意見交換会を開催

これらの意見交換会は、いずれも政策提言に向けた活動の一環として位置づけ、「政策提言」という形で市民の声を市政に反映

■地域別市民意見交換会

- ・年1回以上20会場で実施(H28以降は21会場)
- ・各委員会で調査研究中の政策課題をテーマに意見交換
- ・政策提言作成の一環

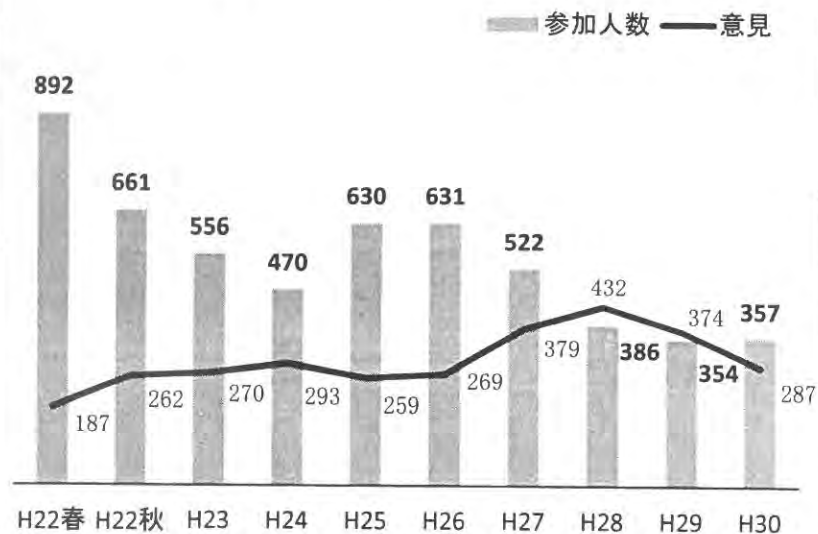
■分野別市民意見交換会

- ・各委員会が企画して随時実施
- ・福祉、教育、産業、基盤整備など分野ごとに関係する各種団体等と意見交換
- ・政策提言作成・検証の一環

■高校生との意見交換会(H27～)

- ・広報広聴委員会が企画して実施
- ・政策提言作成の一環

高山市議会市民意見交換会の開催実績



ご清聴、ありがとうございました



岐阜県高山市議会